

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両）
誓約書

本紙は、リース契約の場合に「貸与先」が記入するものです。

内容ご確認後、□にチェック☑をお願いします。

暴力団排除に関する誓約事項

電気自動車等の普及促進事業助成金交付要綱（平成28年5月20日付28都環公総地第323号。以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。申請の内容に虚偽の記述があった場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第13条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第14条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

□上記に該当する暴力団関係者ではありません。

（□にチェック☑をお願いします。）

その他の誓約事項

□ 申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。

□ 申請者（リースの場合は貸与先）は、国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体ではありません。

□ 申請者（リースの場合は貸与先）が都内で個人事業主の申告をしている者であり、事業に使用する車両を申請する場合は、個人事業主の助成金額で申請します。

□ 申請する車両は、申請者（リースの場合は貸与先）の自社製品又は関係する者から調達した製品ではありません。

□ 申請する車両は、自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。

□ 申請する車両は、中古車ではありません。

□ 申請する車両が環境省が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を受けている場合、補助内容に変更・取消しがあった場合は速やかに東京都に報告します。

□ 申請する車両は、個人間カーシェアリングへ提供しません。

□ 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき訂正されることについて同意します。

（□にチェック☑をお願いします。）

電気自動車等の普及促進事業助成金交付要綱（平成28年5月20日付28都環公総地第323号）第8条第1項の規定に基づき、上記の誓約事項を理解の上、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

会社名（法人のみ記入）

貸与先氏名（法人の場合は代表者役職 氏名）

※各様式の押印欄を廃止しています。記名をお願いします。

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両）
誓約書

本紙は、リース契約の場合に「貸与先」が記入するものです。

内容ご確認後、□にチェック☑をお願いします。

暴力団排除に関する誓約事項

電気自動車等の普及促進事業（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、申請者（法人を含む。）が要綱第3条の規定に基づき、申請に誓約いたします。申請内容が真実であることを認識し、誠実に申請いたします。また、この誓約に違反した場合、申請者（法人を含む。）が要綱第3条の規定に基づき、申請に誓約いたします。あわせて、貴公社理事へ照会がなされることに同意いたします。

記入例
(個人・個人事業主)

環公総地第323号。以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、申請者（法人を含む。）が要綱第3条の規定に基づき、申請に誓約いたします。申請内容が真実であることを認識し、誠実に申請いたします。また、この誓約に違反した場合、申請者（法人を含む。）が要綱第3条の規定に基づき、申請に誓約いたします。あわせて、貴公社理事へ照会がなされることに同意いたします。

金交付決定の全部又は一部の取消されたときは、これに異議なく応じます。

あるか否かの確認のため、警視庁

- *この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

上記に該当する暴力団関係者ではありません。
(□にチェック☑をお願いします。)

その他の誓約事項

- 申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- 申請者（リースの場合は貸与先）は、国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体ではありません。
- 申請者（リースの場合は貸与先）が都内で個人事業主の申告をしている者であり、事業に使用する車両を申請する場合は、個人事業主の助成金額で申請します。
- 申請する車両は、申請者（リースの場合は貸与先）の自社製品又は関係する者から調達した製品ではありません。
- 申請する車両は、自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。
- 申請する車両は、中古車ではありません。
- 申請する車両が環境省が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を受けている場合、補助内容に変更・取消しがあった場合は速やかに東京都に報告します。
- 申請する車両は、個人間カーシェアリングへ提供しません。
- 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき訂正されることについて同意します。
(□にチェック☑をお願いします。)

電気自動車等の普及促進事業助成金交付要綱（平成28年5月20日付28都環公総地第323号）第8条第1項の規定に基づき、上記の誓約事項を理解の上、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

会社名（法人のみ記入）

貸与先氏名（法人の場合は代表者役職 氏名）
東京 太郎

※各様式の押印欄を廃止しています。記名をお願いします。

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両）
誓約書

本紙は、リース契約の場合に「貸与先」が記入するものです。

内容ご確認後、□にチェック☑をお願いします。

暴力団排除に関する誓約事項

電気自動車等の普及促進事業（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、申請者（以下「申請者」という。）が要綱第3条に誓約いたします。申請者は、誠実に要綱第8条第1項の規定に基づき、申請者（以下「申請者」という。）が要綱第3条に誓約いたします。また、この誓約に同意した申請者（以下「申請者」という。）が要綱第3条に誓約いたします。また、この誓約に同意した申請者（以下「申請者」という。）が要綱第3条に誓約いたします。また、この誓約に同意した申請者（以下「申請者」という。）が要綱第3条に誓約いたします。

記入例
(法人)

東京都環境公社（以下「公社」という。）が、東京都環境公総地第323号。以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、当該申請により助成金等の交付を受けることとなる申請者（以下「申請者」という。）が、要綱第3条に誓約いたします。申請者は、誠実に要綱第8条第1項の規定に基づき、申請者（以下「申請者」という。）が要綱第3条に誓約いたします。また、この誓約に同意した申請者（以下「申請者」という。）が要綱第3条に誓約いたします。また、この誓約に同意した申請者（以下「申請者」という。）が要綱第3条に誓約いたします。また、この誓約に同意した申請者（以下「申請者」という。）が要綱第3条に誓約いたします。

- ※この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

上記に該当する暴力団関係者ではありません。
(□にチェック☑をお願いします。)

その他の誓約事項

- 申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- 申請者（リースの場合は貸与先）は、国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体ではありません。
- 申請者（リースの場合は貸与先）が都内で個人事業主の申告をしている者であり、事業に使用する車両を申請する場合は、個人事業主の助成金額で申請します。
- 申請する車両は、申請者（リースの場合は貸与先）の自社製品又は関係する者から調達した製品ではありません。
- 申請する車両は、自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。
- 申請する車両は、中古車ではありません。
- 申請する車両が環境省が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を受けている場合、補助内容に変更・取消しがあった場合は速やかに東京都に報告します。
- 申請する車両は、個人間カーシェアリングへ提供しません。
- 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき訂正されることについて同意します。
(□にチェック☑をお願いします。)

電気自動車等の普及促進事業助成金交付要綱（平成28年5月20日付28都環公総地第323号）第8条第1項の規定に基づき、上記の誓約事項を理解の上、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

会社名（法人のみ記入）
〇〇株式会社

貸与先氏名（法人の場合は代表者役職 氏名）
代表取締役 東京 太郎

※各様式の押印欄を廃止しています。記名をお願いします。

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両）
貸与料金の算定根拠明細書

標記助成金事業で申請している車両のリース契約については、以下のとおり、助成金・補助金の金額分月額リース料金が減額されている若しくは減額されていないことについて間違いありません。また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、助成金受領後も注意事項の内容を遵守することを誓約します。

誓約します。（ をお願いします。）

	リース事業者	貸与先
住所		
法人名		
代表者役職		
氏名		

車台番号	助成金・補助金金額 (リース料金に反映されるもののみ)			リース料金総額 (前払金含む) ※税抜き金額		
	東京都 助成金額	その他の 補助金額	合計	助成金・ 補助金なし の場合	助成金・ 補助金あり の場合	差額 (なしの場合- ありの場合)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(注意事項)

- ・ 助成金・補助金ありのリース料金またはなしのリース料金が、リース契約書で確認できること。
- ・ 助成金・補助金ありの場合となしの場合の差額が、助成金・補助金金額合計以上であること。
- ・ リース会社が申請者の場合、東京都助成金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元すること。リース契約とは別に貸与先に支払う形は認められない。
- ・ リース契約期間が処分制限期間より短い場合は、当初リース契約の満了前に、公社に必要な書類を提出して手続を行うこと。
- ・ 11台以上申請する場合は、本紙を追加し、住所等を記入の上、提出すること。
- ・ 記載の訂正は、リース事業者と貸与先の双方が同意のもと、二重見え消しすること。

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両）
貸与料金の算定根拠明細書

標記助成金事業で申請している車両のリース契約については、以下のとおり、助成金・補助金の金額分月額リース料金が減額されている若しくは減額されていないことについて間違いありません。また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、助成金受領後も注意事項の内容を遵守することを誓約します。

誓約します。（をお願いします。）

	リース事業者	貸与先
住所	東京都新	〇丁目〇〇
法人名	〇〇株式	
代表者役職	代表取締役	
氏名	東京 太	



車台番号	（リース料金に反映されるもののみ）			リース料金総額 （前払金含む）※税抜き金額		
	東京都 助成金額	その他の 補助金額	合計	助成金・ 補助金なし の場合	助成金・ 補助金あり の場合	差額 (なしの場合- ありの場合)
1 ZE1-XXXXX1	375,000	240,000	615,000	3,000,000	2,200,000	800,000
2 ZE1-XXXXX2	375,000	240,000	615,000	3,000,000	2,200,000	800,000
3 ZE1-XXXXX3	375,000	240,000	615,000	3,000,000	2,200,000	800,000
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(注意事項)

- ・ 助成金・補助金ありのリース料金またはなしのリース料金が、リース契約書で確認できること。
- ・ 助成金・補助金ありの場合となしの場合の差額が、助成金・補助金金額合計以上であること。
- ・ リース会社が申請者の場合、東京都助成金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元すること。リース契約とは別に貸与先に支払う形は認められない。
- ・ リース契約期間が処分制限期間より短い場合は、当初リース契約の満了前に、公社に必要な書類を提出して手続を行うこと。
- ・ 11台以上申請する場合は、本紙を追加し、住所等を記入の上、提出すること。
- ・ 記載の訂正は、リース事業者と貸与先の双方が同意のもと、二重見え消しすること。

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両）
貸与料金の算定根拠明細書

標記助成金事業で申請している車両のリース契約については、以下のとおり、助成金・補助金の金額分月額リース料金が減額されている若しくは減額されていないことについて間違いありません。また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、助成金受領後も注意事項の内容を遵守することを誓約します。

誓約します。（をお願いします。）

	リース事業者	貸与先
住所	東京都新	
法人名	〇〇株式	
代表者役職	代表取締役	
氏名	東京 大	

記入例

環境省補助を併用※のため、
使用者（貸与先）が申請者の場合

車台番号	（ ）		合計	金額		差額 (なしの場合- ありの場合)
	東京都 助成金額	その他の 補助金額		助成金・ 補助金なし の場合	助成金・ 補助金あり の場合	
1 ZE1-XXXXX1	0	0	0	3,000,000		-
2 ZE1-XXXXX2	0	0	0	3,000,000		-
3 ZE1-XXXXX3	0	0	0	3,000,000		-
4						
5						
6						

※環境省「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」における電気自動車・燃料電池自動車等の導入支援事業の補助金に申請していることを要件とした補助

(注意事項)

- ・ 助成金・補助金ありのリース料金またはなしのリース料金が、リース契約書で確認できること。
- ・ 助成金・補助金ありの場合となしの場合の差額が、助成金・補助金金額合計以上であること。
- ・ リース会社が申請者の場合、東京都助成金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元すること。リース契約とは別に貸与先に支払う形は認められない。
- ・ リース契約期間が処分制限期間より短い場合は、当初リース契約の満了前に、公社に必要な書類を提出して手続を行うこと。
- ・ 11台以上申請する場合は、本紙を追加し、住所等を記入の上、提出すること。
- ・ 記載の訂正は、リース事業者と貸与先の双方が同意のもと、二重見え消しすること。